

分類	作物名	品種、作型等	化学肥料施用量 Nkg/10a	使用農薬成分数	備考		
					肥料	農薬	
作物	水稲	一般	8	13		育苗期 5成分	
		コシヒカリ	6				
	麦		11	6		育苗期 2成分	
雑穀	大豆		4	9		育苗期 1成分	
	アワ		4	2			
	キビ		4	2			
	ヒエ		4	2			
果樹	温州ミカン	早生温州	16	18			
		普通温州	20				
	中晩柑類	伊予柑、ボンカン、日向夏	30	18			
		その他	33				
	香酸柑橘類	ユズ	30	12			
		レモン・ライム	40	14			
	キウイフルーツ		20	14			
	ナシ		16	28			
	ブドウ	一般(ベリーA、デラウェア)	15	26			
		巨峰系4倍体品種、シャインマスカット	9				
	カキ		24	16			
	モモ		15	20			
	クリ		20	6			
	ウメ		20	12			
ビワ		24	8				
イチジク		14	16				
ブルーベリー		13	9				
野菜	キュウリ	促成 8か月	55	64	追加 4.2kg/月	育苗期 6成分	
		半促成 6か月	35	48	追加 3.6kg/月	追加 8成分/月	
		抑制 4か月	25	32	追加 3.3kg/月		
		普通 3か月	49	24	追加 10.0kg/月		
	トマト(ミニトマト含)	半促成 6か月	25	48	追加 2.0kg/月	育苗期 8成分	
		普通 7か月	40	56	追加 4.0kg/月	追加 8成分/月	
	ナス	半促成 7か月	56	56	追加 5.0kg/月	育苗期 10成分	
		普通 8か月	60	64	追加 5.7kg/月	追加 8成分/月	
	イチゴ	8か月	一般	26	32		育苗期 20成分
			硫黄くんぼ併用型		28		追加 4成分/月
	メロン	4か月	15	12		育苗期 2成分 追加 3成分/月	
	ピーマン	パプリカ・カラーピーマン含	50	30		育苗期 6成分	
	トウガラシ類(甘 長トウガラシ・ツトウ含)	半促成 7か月	49	17		育苗期 4成分	
		普通 6か月	54	16			
	スイカ		23	12		育苗期 4成分	
	ホウレンソウ		28	6			
	キャベツ		30	14		育苗期 2成分	
	ブロッコリー	夏播き	25	14			
		秋播き	30	14			
	レタス		30	12		育苗期 4成分	
	ハクサイ	秋冬まき	30	14		育苗期 4成分	
	チンゲンサイ		15	8			
	アスパラガス	周年	28	24			
	葉ネギ	春夏播き(施設)		8			
		秋冬播き(施設)	23	4			
		露地		12			
	白ネギ		45	14			
	ソラマメ		6	8			
	エダマメ		6	10			
	スイートコーン		27	7			
	オクラ		21	12			
	サトイモ		30	14			
	パレイショ		18	10			
	サツマイモ		5	6			
	ヤマノイモ		40	16			
	ダイコン		18	12			
	カブ		18	6			
	ニンジン	春夏播き	20	6			
		秋播き	24				
	カボチャ		24	6		育苗期 4成分	
	タマネギ	極早生		12			
		早生・中生	24	17		育苗期 6成分	
		長期貯蔵用(冷蔵貯蔵する晩生品種)		31			
	ニンニク		20	6			
	レンコン		35	5			
	サヤエンドウ	キヌサヤ、スナップエンドウ含	10	10			
	シュンギク		20	8			
コマツナ		10	8				
ミズナ・ミブナ		15	6				
カリフラワー		30	6				
サンチュ		16	15				
自然薯		25	16				
インゲン	モロッコインゲン含	10	14				
なばな		25	12				
非結球レタス		30	15				
ゴボウ		20	8				
ニラ		32	8				
ショウガ		26	16				
ズッキーニ		24	12				
ラッカセイ		3.5	6				
ラディッシュ		4	4				
メキャベツ		30	14				
ミツバ		14	7				
葉大根(施設)		10	8				
しそ		62	23				
モロヘイヤ		17	5				
おかひじき		21	3				
コールラビ		18	5				
しかくまめ		8	3				
チコリ		12	1				
工芸	茶		54	14			
	コンニャク		14	8			

1 対象は、当該農産物の生産過程及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間とする。
 2 使用農薬成分数は、殺菌剤、殺虫剤、除草剤等の有効成分の延べ数とし、栽培期間による肥料及び農薬の増減及び育苗期の農薬については、備考欄による。また、野菜類の種子消毒については、別途カウントすることとする。
 3 着果促進剤などの植物調節剤で、局所的に重複されずに使用されるものは、1薬剤とする。
 4 県基準比3割及び5割削減の使用農薬成分数については、小数点以下切り捨てとする。
 5 養液栽培については、県栽培基準から1成分を減らしたものを使用農薬成分とする。但し、土壌消毒剤で培地を消毒した場合は別途カウントする。